

■ 手当について

1 児童扶養手当

父又は母に重度の障がいがあり、児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある児童）を監護する方に支給されます。

【支給月額】（令和8年4月現在）

- ・ 1人目の児童 48,050円（所得により減額）
- ・ 2人目以降の児童 加算月額 11,350円（所得により減額）

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話（0137）62-2112
------	-------------	-----------------

2 特別児童扶養手当

障がいのある児童（20歳未満）を監護する方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】（令和8年4月現在）

- ・ 1級 58,450円
- ・ 2級 38,930円

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話（0137）62-2112
------	-------------	-----------------

3 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 16,560円（令和8年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

4 特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 30,450 円（令和8年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

5 外国人高齢者・障害者福祉給付金

大正15年4月1日以前に生まれた方や昭和37年1月1日以前に生まれて重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人及び帰化者に支給されます。

【支給月額】

- ・高齢者 12,000 円
- ・障がい者 25,000 円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

6 冬期福祉手当

高齢の方や心身に障がいのある方に冬期間経済的支援として支給されます。

【対象者】八雲町に住所があり、町民税非課税世帯で、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ・在宅で身体障害者手帳（1～2級）の交付を受けている方がいる世帯
- ・在宅で療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯
- ・在宅で精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- ・特定疾病医療受給者証（国が定める疾患に限る）の交付を受けている方がいる世帯

【支給年額】 10,000 円（令和8年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	----------------	-------------------